

ESS ソサイエティ主催（共催）国際会議における剰余金の取り扱い

1. ESS ソサイエティ主催（共催）国際会議における剰余金とは、国際会議の決算時に発生した赤字額（の分担率分）を意味する。
2. 本ソサイエティに国際会議の主催（共催）を申請し、それを認められたサブソサイエティもしくは研究専門委員会（以下、関連団体と称す）は、決算後にその剰余金の30%をソサイエティに納付する。
3. ソサイエティへの納付分を除いた金額（剰余金の70%）については、関連団体に使用の優先権を与える。
4. 関連団体の優先権分の使途は、原則として限定しない。
5. 優先権分を次回以降の国際会議等で使用する場合
 - (a) 決算時に優先権分の一部または全額を収入に充当しない。
 - (b) 決算時に赤字が生じた場合には、優先権分を用いて赤字額を補填することができる。ただし、共催の国際会議における赤字補填額については、赤字額の分担率分を上限とする。
 - (c) 主催（共催）国際会議において、決算時の赤字額（の分担率分）が万一優先権金額を超える場合には、当該超過分の負担をソサイエティに別途申請することができる。
 - (d) ソサイエティから赤字の補填を受けた関連団体は、次回以降の国際会議の積極的な事業による剰余金から、優先権分を使用して、その補填額の返済に努めなければならない。

ESS ソサイエティ主催（共催）国際会議における剰余金の取り扱い―補足資料―

1. 国際会議等の開催に際し、優先権分を収入に充当しないのは、決算時において、剰余金のソサイエティ納付金の計算が複雑になること、また、共催によって、ソサイエティの優先権分が散逸することを防ぐ意味を持つ。
2. 以下に、優先権分を国際会議で使用する場合の具体例を示す。
使用前の優先権金額が90であり、国際会議は分担率25%の共催であるとする。

I. 決算時に40の黒字が生じた場合

関連団体の剰余金配分額: $10 (= 40 \times 25 \%)$ → ソサイエティへの納付額: 3, 優先権: 7
他の共催学会への配分額: $30 (= 40 \times 75 \%)$
決算後の関連団体の（累積）優先権金額: $97 (= 90 + 7)$

II. 決算時に100の赤字が生じた場合

関連団体の赤字分担額: $25 (= 100 \times 25 \%)$
他の共催学会の赤字負担額: $75 (= 100 \times 75 \%)$
決算後の関連団体の（累積）優先権金額: $65 (= 90 - 25)$

III. 決算時に400の赤字が生じた場合

関連団体の赤字分担額: $100 (= 400 \times 25 \%)$
→ 優先権金額90（全額）で補填するとともに、不足分
10についてはソサイエティに負担を申請
他の共催学会の赤字負担額: $300 (= 400 \times 75 \%)$
決算後の関連団体の優先権金額: $-10 (= 90 - 100)$
→ 次回以降の国際会議の剰余金より返済